

認定都市プランナー等認定登録制度施行規則

(目的)

第1条 認定都市プランナー等認定登録制度(以下「本制度」)の適正かつ公正な実施を図るため、認定都市プランナー等認定登録制度施行規則(以下、「施行規則」という。)に基づきこの規則を定める。

(定義)

第2条 この規則において「責任のある立場」とは、業務またはプロジェクトの全体管理者または主担当者あるいはこれと同等のものとして認定都市プランナー等認定登録施行規則第7条に規定する認定都市プランナー評価委員会において定めるところによる。

(運営委員会の所掌事項及び運営)

第3条 施行規則第4条第2項の規定により、運営委員会は、次の業務を所掌する。

- ① 本制度全体の運営・管理に関すること
- ② 施行規則第11条に規定する推薦事務に関すること
- ③ 評価委員会の運営支援に関すること
- ④ 連絡協議会の開催に関すること
- ⑤ 施行規則第4章に規定する登録に関すること
- ⑥ 本制度の周知及び普及に関すること

2 運営委員会は委員長が招集する。

3 運営委員会の招集は、開会の日の7日前までに通知するものとする。

4 運営委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(評価委員会の所掌事項及び運営)

第4条 施行規則第7条第2項の規定により、評価委員会は、次の業務を所掌する。

- ① 施行規則第11条第3項に規定する審査に関すること
- ② 施行規則第18条第6項に定める登録更新審査に関すること
- ③ 本制度に係わる審査基準に関すること
- ④ 施行規則第9条第3項の分科会委員の選定に関すること

2 評価委員会は委員長が招集する。

3 評価委員会の招集は、開会の日の7日前までに通知するものとする。

4 評価委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(認定都市プランナー認定・登録制度連絡協議会の所掌事項及び運営)

第5条 施行規則第10条に規定する協議会は、次の業務を所掌する。

- ① 本制度の運営に関する助言
- ② 本制度の改定に関する勧告

- ③ 評価委員会の委員の選定に関すること
 - ④ マスター都市プランナーの審査に関すること
- 2 協議会に会長を置き、協会会長が委嘱する。
 - 3 協議会は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 施行規程第10条第2項のその他規則で定める者は、施行規程第6条により選定された運営委員長及び施行規程第9条により選定された評価委員長とする。

(推薦書)

第6条 施行規程第11条第1項の推薦書は、別紙様式1のとおりとする。

(推薦基準)

第7条 施行規程第11条第2項に定める推薦基準は、次の通りとする。

- 1 認定都市プランナーの推薦基準は次のすべてを満たすものとする。
 - ① 都市計画分野における実務経験が15年以上であること。
 - ② 登録する専門分野において、責任のある立場での実務実績を5件以上有すること
 - ③ 都市計画全般において、責任のある立場での実務実績を5件以上有すること
- 2 認定准都市プランナーの推薦基準は、次のすべてを満たすものとする。
 - ① 都市計画分野の実務経験が5年以上であること
 - ② 都市計画の基本的知識(法令、事業制度等)を習得していると認められること。
 - ③ 都市計画分野の業務において、上司の指導のもとに一定水準以上の成果を出すことができると認められること
 - ④ 登録する専門分野における実務実績を3件以上有すること
なお、専門とする分野を選択しないで認定を申請する場合には、専門分野の実務実績の件数は推薦基準としない。
 - ⑤ 都市計画全般における実務実績を3件以上有すること
なお、専門とする分野を選択しない場合には、都市計画全般に関する実務実績を6件以上有すること。

(推薦書の審査基準)

第8条 施行規程第11条第2項に定める審査基準は、前条に規定する都市プランナーの種類ごとの推薦基準をすべて満足していることとする。

(認定審査実施要項の公示)

第9条 施行規程第11条第6項の実施要項の公示は、申請書類の提出期限の2か月前までに行うものとする。

(認定審査申請書類)

第10条 施行規程第11条で定める認定審査を受けようとする者が提出する申請書類は、次のとおりとする。

る。

- (1) 推薦書(様式1)
- (2) 認定申請書(様式2、6-1、6-2)
- (3) 経歴書(様式3)
- (4) 社会的活動の実績に関する調書(様式4)
- (5) 実務実績調書(様式5-1、5-2、7-1、7-2)

ア 認定都市プランナー

選択する専門分野に関する責任ある立場での実務実績5件以上、都市計画全般に係わる責任ある立場での実務実績5件以上を、選択する専門分野に関する実績は最近5年以内の案件を必ず1件以上含めて記載すること。

イ 認定准都市プランナー

選択する専門分野に関する実務実績3件以上、都市計画全般に係わる実務実績3件以上を、選択する専門分野に関する実績は最近5年以内の案件を必ず1件以上含めて記載すること。

- (6) 実務実績調書の業務概要(様式5-3、5-4、7-4、7-5)

ア 認定都市プランナー

認定都市プランナー申請者は、第10条(5)のアで記載した実務実績の概要について、専門分野5件、都市計画全般3件を500字以上800字以内で記載する。

なお、業務概要には、最近5年以内の選択する専門分野に関する案件を必ず1件以上含めること。

イ 認定准都市プランナー

認定准都市プランナー申請者は、第10条の(5)のイで記載した実務実績の概要について、専門分野2件、都市計画全般1件を300字以上400字以内で記載する。

なお、業務概要には、最近5年以内の選択する専門分野に関する案件を必ず1件以上含めること。

2 規程第19条の2第2項に定める専門とする分野を選択しないで認定准都市プランナーの認定審査を受けようとする場合は、第1項の(5)実務実績調書及び(6)実務実績調書の業務概要に替えて次の書類を提出するものとする。

- (1) 専門とする分野を選択しない理由
- (2) 実務実績調書(様式7-3)

都市計画全般に係わる実務実績6件以上記載するものとし、これらには最近5年以内の案件を必ず1件以上含めること。

- (3) 実務実績調書の業務概要(様式7-6)

上記(2)で記載した実務実績のうちから3件についてその概要を300字以上400字以内で記載するものとし、これらには最近5年以内の案件を必ず1件以上含めること。

(審査結果の通知書の様式)

第11条 施行規程第12条に定める審査結果の通知書は、様式8-1によるものとする。

(受験票)

第12条 施行規程第12条第2項の規則で定める口頭審査受験票は、様式8-2とする。

(審査手数料)

第13条 施行規程第13条に定める審査手数料は、認定都市プランナーの種類ごとに次のとおりとする。

ア 認定都市プランナー

15千円

イ 認定准都市プランナー

なし

(登録申請書)

第14条 施行規程第14条第1項に定める登録申請書は、様式9-1、9-2のとおりとする。

(登録簿の記載事項及びその様式)

第15条 施行規程第14条第1項に定めるその他本協会が定める事項は次のとおりとする。

① 代表的な実務実績(第10条(6)の様式5-3、5-4、7-4、7-5、7-6の業務実績調書の業務概要に記載の内容を150字以内に要約したもの)

2 施行規程第14条第2項の登録簿は、様式10-1、10-2のとおりとする。

(登録証)

第16条 施行規程第14条第5項の登録証は、様式11-1、11-2により行うものとする。

(変更等の届出)

第17条 施行規程第15条に定める変更届出書は別紙様式12により行うものとする。

(登録手数料)

第18条 施行規程第17条第1項に定める登録手数料は、認定都市プランナーの区分ごとに次のとおりとする。

ア 認定都市プランナー

① 1つの分野の登録を行う場合の登録料 20千円

② 複数の分野の登録を行う場合の2つ目以降の1分野あたり登録料 10千円

イ 認定准都市プランナー

① 1つの分野の登録を行う場合の登録料 5千円

② 複数の分野の登録を行う場合の2つ目以降の1分野あたり登録料 2.5千円

(見なしCPD)

第19条 施行規程第18条第4項に定める見なしCPDは、会長が都市計画CPDと同等と認めて評価委員会の同意を得て定める自己学習等(以下「見なしCPD」という)とする。

(登録更新申請書類)

第20条 施行規程第18条第2項及び第4項で定める登録更新を受けようとする者が提出する申請書類

は、次の通りとする。

(1) 登録更新申請書(様式13、19)

(2) 登録更新における実務実績調書(様式14、20)

ア 認定都市プランナー

実務実績等記載期間における専門分野に関する実務実績2件以上を含む、実務実績3件以上を記載すること。

イ 認定准都市プランナー

実務実績等記載期間における専門分野に関する実務実績2件以上を含む、実務実績3件以上を記載すること。

(3) 登録更新における実務実績調書の業務概要(様式14-2、20-2)

ア 認定都市プランナー

実務実績等記載期間における登録している専門分野の業務実績2件以上を含む全体で3件の業務概要をそれぞれ150字以内で記載する。

イ 認定准都市プランナー

実務実績等記載期間における登録している専門分野の業務実績1件以上を含む全体で2件の業務概要をそれぞれ150字以内で記載する。

(4) 自己研鑽調書及び見なしCPDポイント内訳(様式16-1、16-2)

都市計画CPDポイントについては、日本都市計画学会が発行する「都市計画CPD実施記録登録証明書」あるいは建設系CPD協議会加盟団体が発行する証明書を添付し、取得したCPDポイント数を証明しなければならない。また、見なしCPDポイントについては、必要書類を更新申請書と合わせて提出し、認定都市プランナー評価委員会において審査を受けなければならない。

(5) 更新登録における社会的活動に関する調書(様式18)

2 規程第19条の2第3項に定める認定准都市プランナーで専門とする分野を定めないで登録した者は、登録の更新にあたって、専門とする分野を選択したうえで、第1項の(2)、(3)に替えて次を提出する。

(1) 登録更新における実務実績調書(様式20-3)

選択する専門分野の実績3件、都市計画全般の実務実績3件を記載するものとする。

なお、これらには実務実績等記載期間における専門分野に関する実務実績2件以上を含む、実務実績3件以上を記載すること。

(2) 登録更新における実務実績調書の業務概要(様式20-2)

選択する専門分野に係る実績2件、都市計画全般に係る実績1件を300字以上400字以内で記載するものとする。

なお、これらには実務実績等記載期間における選択する専門分野に関する実務実績2件以上を含む、実務実績3件以上を記載すること。

(実務実績等記載期間)

第21条 施行規程第18条第4項に定める登録更新申請書に記載する実務実績等の期間(以下、「実務実績等記載期間」という)は、登録の更新をしようとする当該年度における施行規程第18条第2項に

定める会長が定める登録の更新の申請を受け付ける期間の末日から4年間遡った日までとする。

(登録更新審査基準)

第22条 施行規程第18条第6項に定める登録更新の審査基準は次のとおりとする。

ア 認定都市プランナー

認定都市プランナーにふさわしい実務実績、自己研鑽、社会的活動を積み重ねていることとして以下の全てを満たしていること。

- ①実務実績については、実務実績等記載期間に従事した責任のある立場での業務が、登録専門分野2業務以上を含み全体で3業務以上があること。
- ②自己研鑽については、実務実績等記載期間における都市計画CPD(見なしCPDを含む)のポイント数を、100ポイント以上取得していること。ただし、100ポイントの中で見なしCPDポイントの占める割合は8割以内とする。
- ③社会的活動については、実務実績等記載期間において活動した社会的貢献活動の実績があること。

イ 認定准都市プランナー

認定准都市プランナーにふさわしい実務実績、自己研鑽、社会的活動を積み重ねていることとして以下の各号を全て満たしていること。

- ①実務実績については、実務実績等記載期間に従事した業務が、登録専門分野2業務以上を含み全体で3業務以上があること。
なお、専門とする分野を選択しないで登録した者にあつては、更新にあたって選択する専門分野に関する実務実績3件以上、都市計画全般に係わる実務実績3件以上があり、このうち実務実績等記載期間に従事した業務が、更新にあたって選択する専門分野に関する実務実績2件以上を含む、実務実績3件以上があること。
- ②自己研鑽については、実務実績等記載期間における都市計画CPD(見なしCPDを含む)のポイント数を、50ポイント以上取得していること。ただし、50ポイントの中で見なしCPDポイントの占める割合は8割以内とする。
- ③社会的活動については、実務実績等記載期間において活動した社会的貢献活動の実績があること。

2 次の各号に規定する書類を提出し、評価委員会の審査を経た場合は、前項の基準によらないことができる。

- (1) 実務実績について、専門とする分野を担当する部署から移動したことなどから、専門とする分野の実績が少ない又はない場合 業務を離れていることを証する書類(様式15)
- (2) 実務実績について、環境・エネルギー分野、健康・福祉分野等発注量が少ない分野として第21条第3項に定める分野で業務が受注できなかったことから、実務実績が少ない又はない場合 専門とする当該分野の自己研鑽の状況に関する書類(様式15)
- (3) 実務実績について、長期の病気療養、退職、転職により職から離れたこと及び同一業務に長期間従事したことなどから実務の実績が少ない又はない場合 業務を離れていることを証する書類(様式15)
- (4) 自己研鑽について、長期の病気療養により、CPDポイントの取得が困難であった場合 それを

証する書類(様式17)

(5) 社会的活動について、業務の都合などやむを得ない理由により、社会的活動ができなかった場合 社会的活動が出来なかった理由及び今後の社会的活動の取り組み方針に関する書類(様式18)

3 前項(2)に規定する分野とは、会長があらかじめ評価委員会の意見を聞いて公示した分野とする。

(マスター都市プランナー就任簿、就任証)

第23条 施行規程第25条に定めるマスター都市プランナーとして就任を受諾した者には、様式22の就任簿に記載を要請するとともに、様式23の就任証を交付する。

(その他)

第24条 本規則に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、会長が協議会の意見を聞いて業務執行会議に諮って処理するものとする。

(附則)

本規則は、平成28年1月20日より施行する。

本規則は、平成28年8月9日より施行する。

本規則は、平成29年2月22日より施行する。

本規則は、平成29年12月6日より施行する。

本規則は、平成30年4月1日より施行する。

本規則は、平成31年4月1日より施行する。

本規則は、平成31年4月24日より施行する。

本規則は、令和元年11月1日より施行する。

本規則は、令和3年4月1日より施行する。

本規則は、令和4年4月1日より施行する。

本規則は、令和5年1月10日から施行する。